

平成28年

啓発・知識の普及及び人権の尊重並びに
再発・感染拡大防止の教育

平成28年6月6日

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団

【平成28年・啓発・知識の普及及び人権の尊重並びに
再発・感染拡大防止の教育大臣要求項目】

- 第1 医療機関及び医療従事者に対する啓発・教育について
- 第2 医療従事者養成機関における教育について
- 第3 龍岡班研究について
- 第4 国民に対する啓発・教育

(凡例)

- ・2016年(平成28年)4月8日付け大臣協議事前質問(啓発・知識の普及及び人権の尊重並びに啓発・感染拡大防止の教育)に対する貴省の回答…「貴省回答」
- ・「肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究」(研究代表者：龍岡資晃)…「龍岡班研究」
- ・肝炎対策の推進に関する基本的な指針…「基本指針」
- ・平成23年6月28日付け基本合意書…「基本合意」

第1 医療機関及び医療従事者に対する啓発・教育について

1 偏見差別防止の啓発教育

龍岡班研究報告書によれば、他の場所に比べ、医療現場（特に歯科医院）において肝炎患者が偏見や差別を感じることが多いということが明らかになっている。

医療現場における偏見・差別被害は一人でも少なくする必要があるため、その防止のために、偏見差別防止のガイドライン作成や偏見や差別被害防止のための具体的方策の検討と並行して、貴省が直ちに組み得る施策が考えられる。

(1) 肝炎情報センターや拠点病院における取組について

貴省回答第3・2において、貴省は、直ちに組み得る施策として、既に行っている肝炎情報センターにおける苦情対応に対する講演や患者団体による講演、拠点病院の医療従事者に対する研修を挙げ、対応を行っていきたいと述べている。

どのような言動が肝炎患者を傷つけているかの実例を当事者である肝炎患者の講演等により示し、注意喚起を促す研修を医療関係者に行うことは、肝炎患者に対する偏見・差別の被害防止のために意義あるものであり、貴省も、貴省回答第1・4において、「肝炎患者の方々の思いを医療関係者も含め関係者が共有する」取組について意義のあるものと考えているとのことである。

そこで、貴省においては、偏見・差別被害を少なくするために、肝炎情報センターにおける上記講演を継続して行われたい。

また、全ての拠点病院に対して、医療従事者に対して偏見・差別被害を少なくするために、患者当事者による講演等を行うよう強く働きかけられたい。

(答)

肝炎情報センターや拠点病院におけるこうした取組について、今後も継続して行っていただくよう、ブロック会議の場において、働きかけていきたい。

(2) 一般医療従事者（歯科を含む）に対する取組について

肝臓の知識が不十分な医療従事者ほど、肝炎患者への偏見・差別を行う恐れが生じうることは、龍岡班研究報告書からも明らかである。

貴省においては、肝臓についての専門知識を有しない全ての医療従事者（歯科を含む）に対して、肝炎の正しい知識を普及させる研修を行うとともに、龍岡班研究により明らかとなった肝炎患者が偏見・差別を感じる事例を医療従事者へ紹介して配慮を求める通知を発したり、患者当事者による講演を行うなど、肝炎患者への偏見・差別被害を少なくするために直ちに取り組み得る施策を行われたい。

（答）

肝炎患者に対する差別や偏見の被害を防止することを目的とした医療従事者に対する研修は重要であると考えており、医師会等の関係団体などにおいて必要な研修が行われるよう、関係部局と調整の上、自治体を通じて、働きかけていきたい。

2 感染拡大防止（再発防止）の啓発教育

(1) 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の周知・徹底

医療機関における標準予防策（スタンダード・プリコーション）は近年の医学常識であるだけでなく、肝炎患者に対する偏見・差別をなくすためにも必要不可欠であることは龍岡班報告書でも繰り返し指摘されており、その周知・徹底について、貴省は、引き続き取り組まれない。

(答)

- 1 医療機関における院内感染対策については、「医療機関における院内感染対策について」（平成26年12月19日付医政地発1219第1号厚生労働省地域医療計画課長通知）において、標準予防策を含む、医療機関で遵守すべき事項について、厚生労働省から地方自治体を経由して医療機関に周知・徹底を行っているところ。
- 2 また、院内感染対策としては、標準予防策に加え、必要に応じて、対象患者及び対象病原微生物等の特性に対応した感染経路別予防策を実施することが必要と考えている。
(参考) 上記通知では「標準予防策(全ての患者に対して感染予防策のために行う予防策のことを指し、手洗い、手袋やマスクの着用等が含まれる。)を実施するとともに、必要に応じて院内部門、対象患者、対象病原微生物等の特性に対応した感染経路別予防策(空気予防策、飛沫予防策及び接触予防策)を実施すること。」としている。
- 3 今後とも、ウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及・啓発を進めていきたい。

(2) 集団予防接種の際の注射器の連続使用による感染拡大被害の歴史的事実及びその教訓の周知・啓発

集団予防接種時の注射器の連続使用は、少なくとも45万人という膨大な数のB型肝炎ウイルス感染被害者を生み出した。医療機器の連続使用による肝炎ウイルスの感染拡大は、二度と起こしてはならない。国も基本合意において再発防止を約束しており、この歴史的事実及びその教訓は、医療現場における感染拡大防止、被害再発防止のために、後世に正しく伝えていかなければならず、その周知は当事者である国の責務である。

ア 医療従事者に対する周知・啓発

医療従事者において、集団予防接種等の際の注射器の連続使用による感染拡大被害の歴史的事実の認識を徹底することは、医療行為での感染を防止することにつながることはもとより、医療従事者の多くがごく日常的にB型肝炎患者に接する可能性があることを知らしめ、B型肝炎患者への理解を深めること、ひいては、B型肝炎患者が安心して医療を受けることのできる環境を整備することにつながる。

そこで、医療従事者に対して、集団予防接種等の際の注射器の連続使用による感染拡大被害の歴史的事実を周知し、その教訓を活かされたい。

イ 歯科医療関係者に対する周知・啓発

ことに、歯科においては近時医療器具の連続使用が指摘されており、また前述の通り、龍岡班研究においては差別的対応を受けたと訴えるB型肝炎患者が多いとも言及されている。そこで、歯科医療に従事する歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士への感染症教育の一環として、貴省が歯科医師会等に委託して行っている「歯科医療関係者感染症予防講習会」、「感染症予防歯科衛生士講習会」、「感染症予防歯科技工士講習会」等の講習会の内容に、集団予防接種等の際の注射器の連続使用による感染拡大被害の歴史的事実の周知・啓発を盛り込み、歯科医療現場における感染拡大の防止、偏見・差別の防止、B型肝炎患者を含めた全ての患者が安心して医療を受けることのできる歯科医療環境の整備に努められたい。

(答)

- 1 現状の講習会でも、エイズや肝炎等の感染症予防等、歯科医療及び歯科衛生の安全を図るために必要とされる事項に関する講義及び実習としているところ。
- 2 歴史的事実の周知・啓発についても、包含した内容で実施されており、引き続き講習会等を通じた周知・啓発を行っていききたい。

3 医療従事者への研修に関する厚生労働省としての役割

(1) 研修事業の主体的取組

基本合意第5・1において、「国（厚生労働省）は、本件感染被害者を含む肝炎患者等が、不当な偏見・差別を受けることなく安心して暮らせるよう啓発・広報に努める」とされ、同第5・2において、「国（厚生労働省）は、集団予防接種等の際の注射器等の連続使用によるB型肝炎ウイルスへの感染被害の真相究明及び検証を第三者機関において行うとともに、再発防止等の実施に最善の努力を行うことを約する」とされている。

そこで、研修事業を肝炎情報センターや拠点病院等に委託するにあたり、厚生労働省としての役割と責任を果たされたい。具体的には、研修事業において、肝炎患者等が不当な偏見・差別を受けることなく安心して暮らせるようになるための研修および集団予防接種等の際の注射器等の連続使用によるB型肝炎ウイルス感染被害の教訓を活かし医療器具の連続使用等による同様の被害が再発しないようにするための研修が確実に実施されるように、研修事業の実施状況を定期的に確認・把握し、適宜必要な指導や提言を行われたい。

また、研修の実施状況について、肝炎患者等も把握、検証できるようにされたい。

(2) 研修事業目的等の明記

貴省回答第1・2において「当該研修は肝炎医療について幅広い内容で研修が行われるものと考えている。」と回答されていることから、肝炎情報センターに委託する研修事業の目的の中には、肝炎ウイルス感染者らに対する偏見・差別の防止に関する教育および集団予防接種等の際の注射器等の連続使用によるB型肝炎ウイルス感染被害の教訓を活かし医療器具の連続使用等による同様の被害が再発しないようにするための研修も含まれていると理解する。

そこで、貴省は、肝炎情報センターに委託する研修事業の目的の中には前記目的が含まれていることを、同センターに対する指導や提言において具体的に明示されたい。

また、貴省が都道府県や保健所、特別区等に対して通知する肝炎対策に関する事業の実施要綱等においても、前記目的を明記されたい。

(答)

当該研修は、偏見・差別への対応も含んだ、幅広い内容で行われるものであり、研修の具体的な内容については、肝炎情報センターの技術的支援に基づき、各拠点病院において行われるものと考えている。なお、研修の実施状況については、肝炎情報センターと調整の上、把握に努めていきたい。

第2 医療従事者養成機関における教育について

1 充実した教育の実施

前記第1で述べた偏見差別防止の教育及び感染拡大防止（再発防止）の教育は、将来医療従事者となる学生・生徒に対してもなされなければならない。

そこで、貴省は、文部科学省と十分な連携を取りながら、医療従事者養成機関において下記内容について充実した教育がなされるように進められたい。

特に、下記③については、医療器具を連続使用しないことは医療従事者に求められる基礎的素養、当然の資質であり、再発防止の点からも重要であるから、医療従事者養成における基礎教育（医療倫理、看護倫理等）で必須の内容として取り上げられるようにされたい。

また、下記④については、患者の声を聞く機会の意義について、文部科学省と連携を取りながら各養成機関に対して周知し、授業での採用を推進されたい。

記

- ① 肝炎及び肝炎ウイルスに関する正しい医学情報の教育
- ② 標準予防策の徹底に関する教育
- ③ B型肝炎ウイルスの感染原因、とりわけB型肝炎ウイルスが集団予防接種の際の注射器の連続使用により感染拡大した歴史的事実・教訓
- ④ 偏見差別防止のため、どのような言動が患者を傷つけているかなどを理解するための教育

(答)

- 1 各医療従事者の養成機関における教育内容は、各職種ごとに省令やガイドラインで定めており、例えば、看護師については、ガイドラインの中で求められる実践能力の構成要素として、「安全なケア環境の確保」を掲げている。これに基づく卒業時の到達目標として、「感染防止の手順を遵守する」とされており、感染防止のための教育を行っている。また、例えば、看護師国家試験の出題基準においては、感染拡大の防止の対応といった項目を示しており、感染拡大防止の教育がその養成課程において行われるものである。
- 2 医療従事者養成機関においてB型肝炎の集団感染についての歴史的事実・教訓を教授することは、感染拡大防止（再発防止）の教育に効果的と考えている。また、患者の声を聞く等による偏見差別防止のための教育も、医療従事者の素質の向上に必要と考えている。どのような授業の実施状況であるか、アンケート調査も含めて、把握の仕方を検討するなどして、教育の充実の観点から、どのような方策が効果的かを検討してまいりたい。

2 教育内容の充実に向けた文科省との協議の実施

貴省は、平成27年質問事項の回答において、各養成所における教育内容については、それぞれ養成所指定規則等により定められており、当該省令は文部科学省との共管省令となっているところであり、引き続き、文部科学省とも連携を図りながら教育の充実を図りたいと回答し（同第4・1項(4)、2項）、本年5月26日の実務者協議においても口頭でその旨の回答がなされた。

そこで、前項の教育を実施するにあたり、貴省は、直ちに、文部科学省と十分な連携を図り、協議の機会を実際に設けた上で、教育の充実を図られたい。

(答)

- 1 厚生労働省ではこれまでも、各医療従事者の養成機関における教育内容については、社会の変化と要請に応じて検討し、見直しを行ってきており、その検討段階においては文部科学省も参画している。
- 2 看護師については、平成18年に「看護基礎教育の充実に関する検討会」、平成21年に「看護教育の内容と方法に関する検討会」を開催し、文部科学省と協議・連携して進めている。
- 3 今後も、感染拡大防止教育の充実については、文部科学省と連携を図りながら進めてまいりたい。

第3 龍岡班研究について

肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の被害防止のための取組について、貴省は、龍岡班研究を含めこれまでの研究成果をもとに具体的な方策を検討するとのことであり、同検討においては、患者の思いをくみ取りつつ、偏見や差別への配慮を図る方策として有効な取組を検討していきたいとのことである（貴省回答第3）。

患者の思いをくみ取るためには、検討を行うにあたり当事者である肝炎患者の参加が必要不可欠である。

そこで、偏見差別防止のガイドライン作成のほか具体的方策を検討するための会議・研究等には、当事者である肝炎患者（B型肝炎訴訟原告団の原告を含む）を加えられたい。

（答）

具体的な検討については、これから着手するが、ご指摘いただいた点についても、検討を進める中で考慮していきたい。

第4 国民に対する啓発・教育

1 集団予防接種の際の注射器の連続使用による感染拡大被害の歴史的事実の啓発

集団予防接種等の際の注射器の連続使用による感染拡大被害の歴史的事実の啓発は、B型肝炎に関する基本的な情報の提供として不可欠であるとともに、B型肝炎ウイルスへの感染が誰にでも起こり得たということを知民に知らせ、肝炎ウイルス検査の受検、医療機関の受診、適切な医療を受けることを促す契機となる。

平成27年大臣協議において大臣もその意義を認め、今般、基本指針にも「肝炎に関する啓発及び知識の普及にあたっては、集団予防接種等により感染が拡大した経緯も踏まえた取組を推進する」ことが明記されることになる（改定案92項）。

他方、貴省回答第4・1において示された自治体、医療機関でのポスター・リーフレットによる啓発は、既に医療機関を受診している患者、ないしは肝炎について関心を持っている国民には届きやすいものの、自身に関係する情報と受け止めていない国民への啓発方法としては十分でないと考えられる。

そこで、基本指針改定を受け、テレビ、ラジオ、新聞等マスメディアを活用するなど、より一層国民に届きやすい方法での周知徹底が図られるよう、肝炎対策事業や各自治体との連携のもと、積極的かつ具体的に取り組まれない。

(答)

- 1 B肝給付金制度の周知については、地方自治体や医療機関を通じたポスター・リーフレットの配布に加え、各種新聞の突き出し広告や、インターネットサイトのバナー広告を活用した政府広報により、広く国民の目に触れるよう実施している。
- 2 また、肝炎総合対策推進国民運動（知って、肝炎プロジェクト）においては、考えられる感染経路として「集団予防接種の際に注射器の連続使用が行われた場合」をHP等で掲げる他、肝機能検査上、異常がない場合でも肝炎ウイルスに感染している場合があることを指摘した上で、一生に一度は肝炎ウイルス検査を受けることを勧めており、無症候の者を含めた全ての者に対して、肝炎ウイルス検査の受診を訴求するものとなっている。
- 3 引き続き、肝炎に関する啓発及び知識の普及に努めていく。

2 教育機関における啓発・教育（教育に関する検討会の設置）

前項の通り、集団予防接種等の際の注射器の連続使用による感染拡大被害の歴史的事実の啓発は、B型肝炎に関する基本的な情報の提供として不可欠であるとともに、B型肝炎ウイルスへの感染が誰にでも起こり得たということを国民に知らしめ、ウイルス検査の受検、医療機関の受診、適切な医療を受けることを促す契機となる。

また、45万人以上もの国民に対する生命・健康被害という歴史的事実は、二度と同様の感染や被害を生じさせてはならない教訓として、次世代を担う生徒・学生が学び、将来の社会に活かしていくべきものである。

基本指針でも「国は、ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対して、肝炎についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を進めるとともに、その推進方策について、地方公共団体、教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し検討を進める。」ことが定められることになり（改定案96-2）、肝炎についての正しい知識の理解を進め、また新たな世代に対する感染防止のためにも、こうした学校教育を広めることも重要である。

そこで、以下の点を求める。

- (1) 「肝炎と肝炎感染被害の原因を学び再発を防止するための教育に関する検討会」を設置して、学校教育において啓発、教育を行うための検討を行われたい。
- (2) 基本指針に基づいて、患者団体等と連携し検討を進めるために、当該検討会には、当原告団及び弁護団も含めた患者団体等からも委員として参加させられたい。

（答）

具体的な内容は今後検討するが、肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成23年厚生労働省告示160号）に記載しているとおおり、推進方策について、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携して進めていきたい。

3 教育プログラムの研究成果の活用

「肝炎ウイルス検査体制の整備と普及啓発に関する研究」（平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金（難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業肝炎関係研究分野））によって制作された「青少年のための肝炎ウイルスの感染予防教育プログラム（<http://www.kanen-yobou.jp/>）」の活用について、貴省は、「当プログラムは、試用版として制作されたところであるが、実際の教育現場で活用するためには、教育関係者等の協力を得て更に活用方法など検証を加えていく必要がある。このため指針案にも記したように、「地方公共団体、教育関係者及び患者団体等の様々な関係者と連携し検討を進める」こととしている。」と回答している（貴省回答第 4・3・(2)）。

そこで、当プログラムの活用方法について、実際の教育現場での試用を進めるなど、教育関係者等の協力を得ながら早急に検討を進められたい。

なお、検討に際しては、当原告団及び弁護団も含めた患者団体等とも連携して検討を進められたい。

（答）

当プログラムの活用方法については、前回回答同様、「地方公共団体、教育関係者及び患者団体等と様々な関係者と連携して検討を進める」こととしている。

4 人権救済制度・裁判制度を活用するための環境整備

現に受けている差別被害を取り除き、被害回復するためには、各機関が実施している人権救済制度や裁判制度を利用することも必要であり、これらの制度を活用するには、各制度の周知のほか、各機関の担当者がB型肝炎患者に対する差別被害の存在について理解することが必要不可欠である。

基本指針でも「偏見や差別に関する問題事案について、法務局や地方公共団体の人権相談窓口等で相談に応じていることから、国、地方公共団体等において、必要に応じ当該窓口等の情報提供を行う。」ことが定められる（改定案107）。そこで、以下の施策に取り組みたい。

- (1) 肝炎患者に対する差別被害、人権問題に対応するため、法務省、保健所・地方自治体、弁護士会等との連携。相談窓口の整備・拡充。
- (2) 現に発生している差別被害の救済のため、また将来の差別被害を防ぐため、裁判制度や裁判外の紛争解決制度が存在することについての積極的な広報・周知。

(答)

御指摘の点については、肝炎患者等へ適切な窓口等への案内ができるよう情報提供に取り組んで参りたい。

以上